

連 合 会 だ よ り

第 1 号 (2020. 12)

富 山 県 土 地 区 画 整 理 組 合 連 合 会

1. 新規正会員の紹介 砺波市出町東部第3土地区画整理事業

砺波市出町東部第3土地区画整理組合
理事長 高 島 輝 男

当組合は、平成28年2月に発起人会を立ち上げ、同年11月に組合設立準備委員会を発足し、準備を進めてきたところですが、去る令和2年10月7日に設立認可を受け、同年10月31日に設立総会を開催することができました。これもひとえに富山県及び砺波市のご指導の賜物であり、深く、感謝申し上げます。

本事業は、砺波市内で19番目の土地区画整理事業となりますが、完了した事業と比べ合算減歩率が高く、権利者の世代交代などで将来トラブルとならないかとの懸念があったことから、設立にあたっては県より、①権利者の全員同意、②質の高い同意（実印押印と印鑑登録書の添付及び想定換地の承諾）、③経済的基礎の確立（保留地購入予定者の内定）の3点を準備するよう、ご指導を受けました。設立準備委員会では、権利者の土地利用の意向を反映しつつも、少しでも減歩率を下げるため議論に議論を重ね、事業計画を策定しました。また、権利者へは幾度となく説明会等を開催し、事業内容について丁寧に説明してきた結果、権利者の全員同意を含め他の2点も解決し、約4年の歳月をかけて組合設立に漕ぎ着けたところでもあります。

今後は、役員をはじめ組合員一丸となり、「安全で安心して暮らせる まち」を目指し、1日でも早い事業の完成に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えています。

砺波市出町東部第3土地区画整理事業

施行期間：R2～R9

施行面積：2.0ha

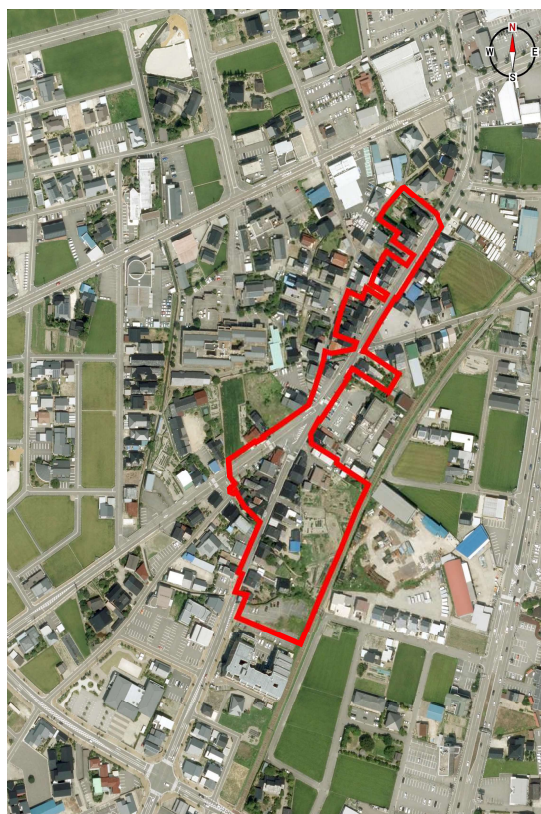
減歩率：合算 35.57%

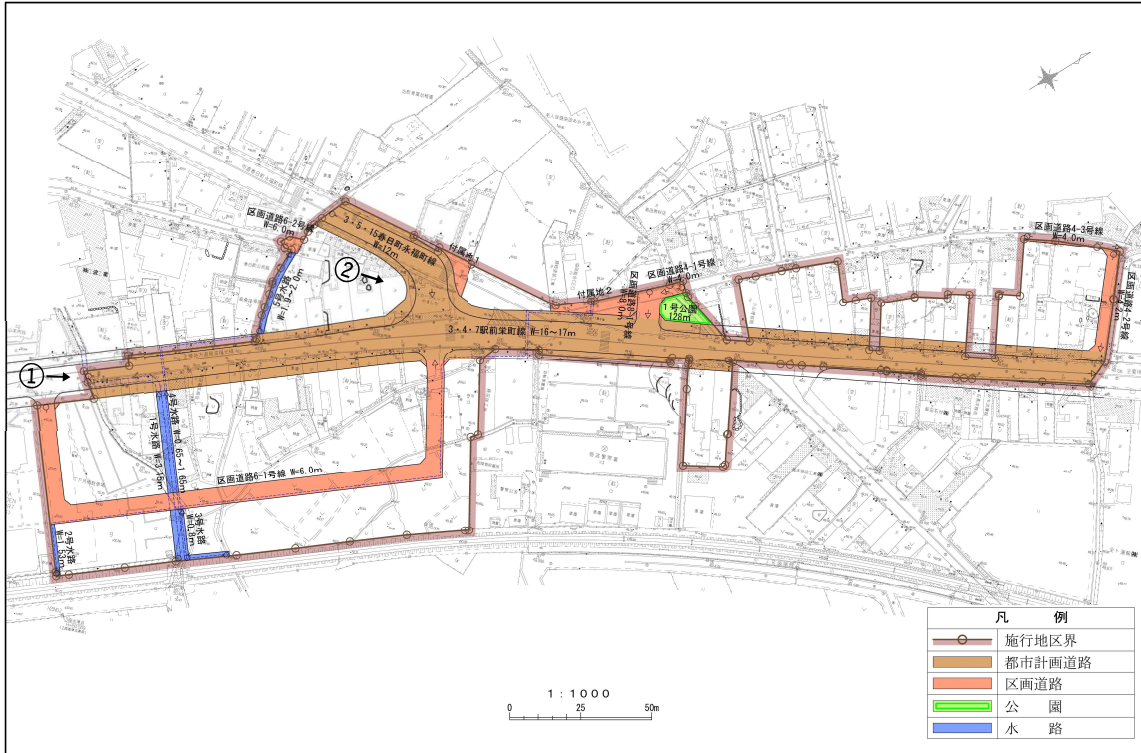
(公共18.53%、保留地17.04%)

総事業費：1,502百万円



「区画整理によるまちづくり 富山県 H28.10 発行」を使用





2. 令和2年度会員名簿

正会員(5組合)

市町村名	組合名	施行面積	住 所	
		設立認可日	電話番号	FAX 番号
		事業期間	理 事 長	
富山市	下飯野	8.0ha	〒931-8443 富山市下飯野 10 番地 2	
		H29. 11. 15	076-471-7264	076-471-7265
		H29～R3	粟林 等	
高岡市	志貴野	6.8ha	〒933-0064 高岡市宝町 2 番 5 号	
		H28. 5. 2	0766-21-2233	0766-21-2221
		H28～R2	村中 靖夫	
射水市	赤田第二	6.9ha	〒939-0332 射水市橋下条 1065 番地 2	
		H29. 9. 29	0766-50-8626	0766-50-8627
		H29～R3	櫛岡 勝英	
朝日町	泊駅南	10.7ha	〒939-0743 下新川郡朝日町道下 1170 番地 4	
		H29. 12. 15	0765-82-2528	0765-82-2528
		H29～R5	藤田 栄一	
砺波市	出町東部 第 3	2.0ha	〒939-1367 砺波市広上町 4 番 1 6 号	
		R2. 10. 7	0763-77-1393	0763-77-3894
		R2～R9	高畠 輝男	

特別会員(6団体)

部 課 名	住 所	
	電話番号	FAX 番号
富山県土木部都市計画課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	
	076-444-9674	076-444-4421
富山市活力都市創造部都市再生整備課	〒930-8510 富山市新桜町 7-38	
	076-443-2243	076-443-2190
高岡市都市創造部都市計画課	〒933-8601 高岡市広小路 7-50	
	0766-20-1433	0766-30-2482
砺波市建設水道部都市整備課	〒939-1398 砺波市栄町 7-3	
	0763-33-1445	0763-33-6853
射水市都市整備部都市計画課	〒939-0292 射水市小島 703	
	0766-51-6680	0766-51-6693
朝日町建設課	〒939-0793 下新川郡朝日町道下 1133	
	0765-83-1100	0765-83-1109

3. 富山県土地区画整理組合連合会規約

(名称)

第1条 この連合会は、富山県土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、土地区画整理法第3条第2項の規定に基づき、富山県知事、富山市長及び高岡市長の設立認可を受けた土地区画整理組合（以下「組合」という。）の相互の協調と業務の刷新向上を図り、土地区画整理事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業の啓発、奨励に関すること。
- (2) 組合相互の連絡、協調に関すること。
- (3) 研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (4) その他連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、当分の間、富山県土木部都市計画課におく。

(会員)

第5条 連合会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 組合
- (2) 準会員 準備組合
- (3) 特別会員 組合が施行する（準備組合が施行を予定している）土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村及び県

(入会)

第6条 正会員は組合設立認可時点で、準会員は準備組合結成時点で加入資格を持つものとし、所定の加入申込書を連合会に提出することにより入会する。

2 前項の加入申込書の提出があったときは、前条第3号の市町村は、特別会員として入会したものとみなす。

(退会)

第7条 正会員は、組合の解散認可をもって退会するものとする。ただし、換地処分から解散認可までに相当の日数を要する等、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、退会が年度途中であるときは、当該年度の末日をもって退会とみなす。

3 準会員は、組合設立認可をもって正会員に移行する。

(役員)

第8条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は、正会員の中から総会の承認を得て選任する。

2 理事は、正会員及び特別会員の中から総会の承認を得て選任する。

3 監事は、正会員及び特別会員の中から各1名総会の承認を得て選任する。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に出席し、議事を審議する。
- (4) 監事は、会計に関する事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 連合会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、随時、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第13条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名のほか、必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局長は、会議に出席し意見を述べるることができる。

5 その他、事務局に必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(会議及びその招集)

第14条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その会の議長となる。

3 総会は、通常毎年7月に会員の過半数以上の出席をもって開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

- 4 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、過半数以上の出席をもって開催するものとする。
 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

2 理事会は、総会から委任を受けた事項及び連合会の運営に関する重要な事項について議決する。

(経費)

第16条 連合会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の会費
正会員会費は別表のとおりとする。
- (2) 特別会費
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

(特別積立金)

第17条 連合会は、特定の事業の経費に充てるべき会計として、特別積立金を設けるものとする。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の業務執行に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は平成元年11月30日から施行する。

附 則

この規約は平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成16年7月1日から施行する。

区 分	施 行 面 積	年 間 会 費
補助組合	20ha 以上	60,000円
	10ha 以上～20ha 未満	50,000円
	10ha 未満	40,000円
非補助組合		30,000円

(注) 但し、非補助であっても街路事業等の公共施設管理者負担金を収入に含む場合補助と同等にみなすものとする。

富山県土地区画整理組合連合会役員等旅費支給規程

連合会役員及び事務局員への旅費の支給については、「富山県職員等の旅費に関する条例」及び「富山県職員等の旅費に関する規則」に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

(加入申込書)

平成 年 月 日

富山県土地区画整理組合連合会
 会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

(組合等の事務所の住所)
 (組合等の名称)
 (組合等の代表者の職名及び氏名) (印)

加 入 申 込 書

本○○組合(又は○○設立準備組合等)は、富山県土地区画整理組合連合会へ加入いたしたく、貴連合会規約第6条に基づき、申込書を提出いたします。

<地区の概要>

1. 市町村名	○○○○
2. 地区名	○○○○
3. 施行面積	○○. ○ha
4. 国庫補助金の有無	有 予定中 無
5. 公管金の有無	有 予定中 無

(対象施設名称 ○○○○)